

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

静岡県地域医療構想に定める静岡構想区域

2. 参加法人等

- ・ 静岡市
静岡市立清水病院
- ・ 静岡県厚生農業協同組合連合会
J A 静岡厚生連 清水厚生病院

3. 理念・運営方針

(理念)

本法人は、静岡県地域医療構想の実現に向け、医療機関相互の機能分化や病床再編を進め、静岡県静岡市清水区の医療提供体制を将来にわたり安定的に確保することを目指す。

(運営方針)

- ・ 一体的な運用を前提として、病床数の適正化を図りながら、静岡市立清水病院を政策医療の拠点としての機能を有する一定規模の病院として維持し、清水区に必要な医療を持続的に提供する体制を構築する。
- ・ 参加法人間における人材交流、共同利用等による協調体制を構築し、効率的な医療提供を行う。
- ・ 参加法人は、公共の福祉のために連携推進業務の推進を図る責務を負う。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・ 持続的な医療体制の構築に関する事業

診療機能の集約化及び医療機能の分化・連携、入院機能の再編を進め、入院患者の容体に応じた役割分担等により地域医療構想の実現に向けた病床規模の適正化、病床調整を行う。また、高度急性期等清水区内で対応できない医療の提供については、葵区・駿河区の医療機関に対応を依頼し、症状が安定した後は、清水区内で対応する循環型の医療体制を整備する。これに対応するため、両病院及び周辺医療機関等と連携し、退院後の在宅医療や介護施設での対応を促進する。

- ・ 医療従事者の派遣交流と資質向上に関する共同研修

区内に必要な医療人材を確保するため、参加法人内で医療従事者の交流を行うほか、協働して人材の育成を図り、区全体で医療人材を確保・育成する仕組みを構築する。

- ・ 医療機器等の共同利用

病床機能の再編に向け、両病院が所有する医療機器等を共同利用し、一体的運用への移行を円滑に行う。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進

病院等における在宅復帰の促進を図る為、入院前支援業務及び退院支援業務等を通じて、入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進を図る。